

【観光税制度検討分科会について（第1回会合）】

議事録（概要版）

■概要

日時	平成30年11月26日（月）14:00～16:00
場所	八汐荘 中ホール
参加者	湧川分科会長、下地委員、野原委員、與座委員、赤嶺委員、伊波委員、石坂委員、小田委員、白石委員、藤井委員、松田委員、通事委員

■議事録

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 仲里班長）

（配布資料の確認）

それでは、これから第1回の観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会を開催します。本日が分科会の初めての開催となりますので、恐縮ではございますけれども簡単に参加者の皆様から自己紹介をお願いできればと思います。それでは、湧川専務から時計間回りをお願いします。

○各委員

（自己紹介）

○事務局（仲里班長）

皆様ありがとうございました。第2回の検討委員会において沖縄観光コンベンションビューローの湧川専務が分科会長に選任されておりますので、これからの議事につきましては、湧川分科会長にお願いしたいと思っております。宜しくお願い致します。

○湧川分科会長

改めまして、分科会長を仰せつかりました湧川です。

忌憚のない意見を求めながら、一方ではスムーズな議事進行の協力を宜しくお願い致します。

今日は、会議次第にございますように観光目的税の運用について、それから施行までの手続きの報告事項、それから協議事項として、課税客体、徴収方法、課税免除、税率について議論し、最後に意見交換という並びになっております。

それでは、会議次第1の観光目的税制度の運用について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料1「観光目的税制度の運用について」を説明）

○湧川分科会長

事務局から目的税の運用について説明がありましたが、まず、一つ目には課税期間を設定しないが一定期間経過後に再検討を行うこと。二つ目に税収の適正管理、適正執行のため、基金を設置すること。ここは、他自治体と違う取り組みになっているのではないかと思います。三つ目に、特別徴収義務者には報奨金、例えば、徴収額の 2.5%をお支払することというご説明でした。

ただいまの説明について、確認したいことがございましたら挙手の方宜しくお願い致します。

○白石委員

一定期間の 5 年程度というのは、何か理由があるのでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

県においては、他の法定外目的税では産業廃棄物税というのがあり、それが 5 年で見直すということになっています。さらには他自治体を見ましても期間を設定しないでほとんどが 5 年程度で見直すというかたちが条例に含まれているので、そういうことを想定しています。

○白石委員

進めていく中で 5 年という期間が、少し長いと感じている。実際に行ってみてどうだったのかという話も踏まえて、5 年経つまで変更しないという縛りはいかなものかなと。初めて導入するので、色々なことが出てくる可能性がある。過去の踏襲型というよりは新しい施策なので、これから色々な課題が出てくることを見るべきなのではないかと思います。

○湧川分科会長

今の点に関しては、5 年程度となっていますけれども、5 年と言うことではなくて、状況によってはもう少し早目に見直す環境となった場合には、5 年から早めるということも有りかと思いますが、事務局はいかがですか。

○事務局（又吉副参事）

5 年と言うのは一般的な話だと考えておまして、京都市は条例では 5 年間で見直すところがあるが、付帯決議で 1 年半後に運用状況を見直すというかたちがある。条例ではなかったのですが、大阪府は、導入の一年半後に上限額を見直している状況があるので、そういったかたちもあると考えております。

○白石委員

それであれば、環境変化が激しいということで、前回の法定外目的税の議論から 5 年ほど経って、今回議論が再開した。その期間の間にも情勢やお客様、生活環境、それから使用目的についても観光地としての持続的な在り方をどういうふう考えていくのかの見方が変わってきていることを考えると、やはり一歩目を踏み出す段階で、一年更新とまではいきませんが短い期間で PDCA サイクルを回していくよう

な制度設計を検討しても良いのではないかと思います。

3 番目の徴収義務者の 2.5%について、そもそも我々が特別徴収義務者となりますけれども、これを行うことによってどれくらいのシステム改修であったり、あるいはそのリニューアルであったり、もし税率が変わった時に変更することによって発生するコストであったりというのは、まだ試算が何もされていないので、頭から 2.5%と書かれても良いことなのか悪いことなのか正直分からないため、そのあたりについてはどういう試算がされているのか、あるいは東京都や大阪府にて利用者にとどのくらい負担が出たのかについてお尋ねいただきたいと考えている。

○事務局（又吉副参事）

2.5%については、前回の報告書の段階で県の方でこれぐらいが理想ではないかとまとめたものです。これは、決定ということではなくて、皆様のご意見を伺いながら動くこともあるのかなと考えております。また、どのくらいの負担が出るのかまでは把握していませんが、他自治体の状況を見ても大体が 2.5%となっております。

○白石委員

現実的には、他自治体の事例があるということですが、他自治体が行っているためそのまま導入するというのはいかなるものかという話があったことも事実だと思いますし、徴収コストや時間的コストも含めて非常に事業者への負担が大きいとレンタカー税に対してはあったこともあります。

ホテル側は、ホテル・宿泊税という形で他自治体も行っているので、一定の理解を得やすいだろうということもあるかと思います。そういうことであれば、逆にどれくらいのシステム改修費であったり、どれくらいのプロセスに負担がかかるのか等、これのディテールまで入れて、その上で事業者は徴収義務者というかたちで入ってきていますので、どれくらいの徴収コストが掛かっているのか等、定量的なものが何も無い中で、他自治体が 2.5%で行っているから、沖縄も 2.5%というのでは、「はい。そうですか。」とはならない。この辺りは技術的なものなので、調べればすぐにわかると思いますので、そのあたりは次の時に 2.5%が適正かどうか分からないけれども、1%未満のものを 2.5%にすると 1.5%儲かっていいことかどうかというのは別の議論にもなるはずなので、ホテル組合にも図らないといけない話だと思っています。

○藤井委員

システムを使っていない小さいホテルや民泊なども対象になっていくと、それぞれの負担割合というか、オペレーションに係るコストが変わってくる場所が見えていますので、白石さんがおっしゃったとおり、儲けるとは違いますよね。当然に関連していなければいけないものですので、その数字というものは試算としてぜひお願いしたいと思います。

○湧川分科会長

白石委員そして藤井委員からありましたように、報奨金の率を決めるにあたっては、現在の他自治体の者を参考にしながら提示しているとのことですが、どのような経費がかかるのか、その報奨金の目的が

何なのかを徴収義務者に示しながら決定できればありがたいなと思っております。

○野原委員

先ほど、白石委員と藤井委員からお話がありましたように当面、レンタカーは無いとお聞きしております。前回の委員会でお話しましたがやはり徴収となるとかなりの負担が掛かるのではないかなと予測しておりますので、この報奨金の額を足しにしても相当な負担が出てくるのかなということと、やはり事業者によって簡単にできるのかなと、経理の専門ではないですけれどもそのあたりのシステムの変更となると各事業者にとっても問題が出てくるのではないかなと感じております。

○湧川分科会長

他に何かご意見等はございますか。

それでは、次に進めさせていただきたいと思えます。会議次第2の「施行までの手続きについて」事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料2「観光目的税の導入施行までの手続きについて」を説明）

○湧川分科会長

事務局から資料にあるとおり、検討委員会から文化観光スポーツ部に提言を行い、その後、沖縄県法定外目的税制度協議会で方針を固めて知事の了解を得ること、それからその後に、議会の議決を経て、総務大臣の同意を得ること。そして、一定の周知期間を設けて観光振興を目的とした法定外目的税が施行されると事務局から説明がありました。

今の説明について、確認したいこと若しくはご意見等がございましたら挙手のほど宜しくお願い致します。

○白石委員

この税金は基金にして、使うのは観光部ですか。

○事務局（又吉副参事）

目的に沿っていれば使えるということですので、特に観光部局に限ったことではなく、検討委員会でも議論はあったのですが、例えば道路の美化なども必要ではないかということがあり、それは一般の税金で行うべきだとの意見もあったものですから、その事項については、次回の分科会で議論させていただきたいと考えております。ただ、対象としては、観光部局に限らないということでございます。

○赤嶺委員

提言した以降の協議会開催等のスケジュール感というのは、どうなっていますか。

○事務局（又吉副参事）

2021 年度までに導入したいとしているところですが、早められないかという要望があり、急ごうとはしているものの、制度の詳細がどういったかたちで固まるかによって、専門家に聞くなど県の方で検討を深めないといけないことがあるため、そこで時間がかかってしまうことがあります。

ですので、制度の詳細が決まらないと、いつ施行というのがはっきりとお話しできないということです。ただ、2021 年という目標より早めたいということしか申し上げられません。

○湧川分科会長

質問の中で、2021 年までに導入とありましたが、その根拠や計画などがあれば教えていただきたい。

○事務局（又吉副参事）

これについては、今年度初めに県の方で行革プログラムというのがあり、歳入を確保することを位置付け、その時に話が出ていたのが平成 33 年（2021 年）となっている。後は、沖縄県観光振興計画の最終年度に合わせたところが根拠となっております。

○湧川分科会長

目標が 21 年度までであって、可能な限り早めるということは可能ということで理解してよいでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

はい。そのつもりであります。

○白石委員

やるなら 2020 年が良いですよ。オリンピックもあり、第 2 滑走路がオープンして一番盛り上がっている時期ですから。それが終わった後に行うのは難しいと思います。

ただし、導入したら PDCA サイクルを回していくことが大切です。逆に導入したら 5 年固定していくのではなく、新しい課題に使えるような予算の使い方。これは各所がまとまって予算を取りに行くというような縮図を聞いたことがないので、そういう意味でも新しい制度設計のスタートだと認識していますので、観光財源については実施したほうが良いと思います。ただ、それを固定化して行うのではなくて、どんどん良い方向に変えていくという点については、他自治体が一年半だからとわずに分類した段階から、正しい使い道であるということを公開していく。

○事務局

第 2 回の分科会で議論しようかと考えておりましたが、資料 3-1 の 3 ページの 5-1 にて、先ほど白石委員がおっしゃっていたように OCVB の提言の中にも盛り込まれておりまして、この観光目的税を財源とする予算化等の運用、効果について公正・中立に検証する機関の設置等、体制の整備を検討することという提言を受けて、これについてはこのようなかたちで外部の関係者を入れたかたちでの検証委員会のような

なものを設けていただいて、そこで次年度の使途、前年度の実施状況について、検証結果を示しながら、効果が向上するよう工夫していきたいと考えております。

○湧川分科会長

他にご意見等ございますでしょうか。無いようであれば次に進みたいと思います。

次第3の「制度設計の（1）の課税客体について」事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3「観光目的税の制度設計について」及び資料3-1「観光目的税制度設計に係る論点整理について」を説明）

○湧川分科会長

ただ今、事務局から説明がありましたように、課税客体について論点の1-1から1-4に対する県の考え方を説明いただきましたけれども、それを踏まえて、資料3にあるとおり、旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊、そして、住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等における宿泊にしたいとの説明でございました。

これについては、資料3-2の他自治体の例がまとめられているとのことですが、創設の早かった東京都、大阪府は旅館業法のみを対象としておりますが、次のページにあるように、後発の京都市、金沢市については、住宅宿泊が発生してきたことから住宅事業法も対象としているという流れになっています。

それではご説明がありました事項について、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

○白石委員

最近出てきた民泊対応について、理解を深めたいのですが、京都市は始まったばかりということなので、運用について何か課題はないかということを知りたいです。考え方として、民泊を対象としていますが、違法民泊は対象外で、違法民泊が出てきたらそれを届け出させて、対象内に入れるという考え方なのか。

○事務局（又吉副参事）

違法民泊については、おっしゃる通りです。違法民泊が出てきたら手続きを取らせ、そのことで、自然と対象となります。京都の話ですが、先週ヒアリングへ行ってきたのですが、10月に施行されているということで、1か月分がやっと納税されているかたちになっており、今月末になって初めて納めていないところが出てくるので、12月に入ってからその指導をどうするのかを今から検討するところのことです。

○白石委員

京都市は、そもそも違法民泊が安全性も担保されていないところが増えてくることにより地域の社会性が失われるということで、その徹底的な取締にその予算を使うということを聞いていますがいかがでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

そのとおりでございます。

○白石委員

ということは、同様の事業を入れていくという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

そこについては、許認可を持っている衛生部局と調整しているところでありまして、こちらからは京都市も入れているので、本県も違法民泊対策費を計上してはどうかと提案しているところです。

○白石委員

観光事業者の経営安定というのは、前に委員会の中でも、これは事業者のやるべきことなので、ここに充当するのはどうなのかという話が出ていたかと思うのですが、これがそのまま残っている理由を教えてください。想定される税収の使途というのが、観光事業者の経営安定化と書いてありますが、これはお客様からお金をもらって、商売の経営安定化に使うのかというのはどう考えてもいかなものか。ロジックとして、特別徴収者として、こんな話をお客様にすると、事業者が儲かるためにお金を払うのかという話になるのではないかと。

○事務局（又吉副参事）

資料 3-1 の 3 ページ、項目 5-5 にあるとおり、白石委員のおっしゃっていたことが検討委員会で議論されておりますので、次回の分科会で県の考えをお示しし、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

○白石委員

前回資料の中にあつた導入の目的についても、見ていてもよくわからない。もっと分かりやすいように、「住んでよし、訪れてよしの沖縄」とやった方がもっと分かりやすいような気がします。導入目的や使途などは、お客様に聞かれた時に、私たちは伝える必要がある。これは委員会で決めていただいて結構なのですが、特別徴収者としてお客様に税金を頂戴していますということをフロントの方がしなくてはならない。そこをお客様側に分かりやすい理屈にしないと、それを観光事業者の経営安定化のためというのは、お客様に怒られそうな気がしているので、そのあたりは再度ご検討いただきたいと思います。

○湧川分科会長

税導入の目的については、推測するからには事務局の条例において示す文言というイメージで作られているかと思いますが、たしかに白石委員がおっしゃるような宿泊客に示す内容であれば、分かりやすい表現で説明するということが必要かと思いますが、使い分けを行ったほうが良いかもしれません。

○白石委員

すみません。ウィークリーマンションは課税対象から外れるのですか。

○事務局（又吉副参事）

ウィークリーについては、旅館業法の許可を取らなければいけないので、対象となります。

○湧川分科会長

他にご意見等がございますでしょうか。

無いようですので、課税客体については提案通りの内容で、旅館業法、住宅宿泊事業法における宿泊と提示されている内容でよろしいでしょうか。

○小田委員

それは、課税免除の議論を踏まえた上でないと、イエスカノーかは言えないと思いますがいかがでしょうか。というのも、大阪府とか先行する東京都は、住宅宿泊いわゆる民泊を除外した上で、一万円以下の課税免除となるということですが、一方、京都市と金沢市は民泊も入れる代わりに、当然一万円以下が多いと思いますから、そこまで徴収しようという考え方だと思いますので、ここはあくまでもセットではないかと思います。

○湧川分科会長

今、ご指摘の通り、確かに両方の状況を見てからしか判断ができないという状況かなと思いますので、課税客体については、一旦保留ということよろしいでしょうか。

続きまして、会議次第3の制度設計の「2 徴収方法について」事務局より説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3「観光目的税の制度設計について」及び資料3-1「観光目的税制度設計に係る論点整理について」を説明）

○湧川分科会長

徴収方法をホテル等の経営者、その他宿泊税の徴収において、便宜を有する者による特別徴収としたとありましたけれども、県の考え方若しくは提案されている徴収方法について何かご意見等ございましたら宜しくお願い致します。

○白石委員

先ほどの2.5%の話になってしまうのですが、どのくらいシステム改修が掛かるのかリサーチをお願いしたい。システムを使うのか使わないのか、また改修が必要なのか必要ないのか。これは民間がやるべきことなのかもしないけれど、どのくらい経費がかかるのか、あるいは徴税の額が変わってしまったときに、追加的

にシステム改修が必要なのかというところが、経営者としては設備投資やランニングコストがどれくらいかかるのかといった話になる。そのあたりの規模感や金額などが見えないので、その辺は事務局の方でホテル組合若しくはホテル協会に具体的な数字を出してほしい。

私たちのようなホテルと先ほど対象となるところがそれぞれどのくらいのイメージで負担が出てくるのかによって、勝手に決めるなということになるかもしれません。すべてが同じ金額ではないかもしれないが、あるモデルとしては、想定がつくと思いますので、そういったことを確認いただけないかなと思います。

○湧川分科会長

今の意見は、提案としては事務局としても分かりにくいと思います。それぞれホテルのタイプ、どういったシステムを使用しているのか、どこまでの改修を行うのかなどでコストが違ってくると思いますので、例えば、京都市などで可能であれば、ホテルのタイプ別に、どれくらいの作業が出たのか、どれくらいのコストがかかったのか実例を聞いたら分かるのかなと思います、平均値を出すのは難しいと思いますが、いくつかサンプルを取って、どのくらいの費用がかかったのかヒアリングができればありがたいかなと思います。

○白石委員

民泊さんとかウィークリーマンションとかは、業界が違うので、どのくらい使ったのかを私たちは分からないところがあります。そのあたりを聞いておかないと、支払額が決まったといっても、納得してもらえないことがあるかもしれない。もちろん 100%にはならないかもしれないけれど、そのあたりは新しい制度としても、現実としてはどのくらいであるというものを押さえた上での議論を行ったほうが良いと思います。

○事務局（又吉副参事）

参考になるようなかたちで次回までに調べます。

○赤嶺委員

資料 3 の中で、便宜を有するものというのはどういった方々を想定されておりますでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

例えばですが、民泊を紹介する仲介業者があって、京都市であれば楽天に入ってもらっており、そういった仲介業者の方々などが考えられると思います。

○小田委員

今日は旅行業界を代表してということで参加させていただいておりますが、旅行会社としては東京都の宿泊税がスタートした段階では非常に民泊などのお客様の問い合わせが多かったと記憶しておりますが、我々とする旅行のパンフレット自身も諸税含むというような書きぶりになっているということで、特にダイナミックパッケージについては、価格が同じ日でも上下したりするので、非常に分かりづらいので、どうお客様にそれを周知するのかというのは、課題かなというところが一つ。

我々としては、一都道府県が増えたという程度の話なので、特に旅行会社のシステムという話では影響はないものの、仮にですけれども我々は税金を納める立場ではないですが、お客様から徴収することには変わりはなく、それを宿泊事業者にお支払いいただいて、それから特別徴収ということになると思いますけれども、例えばヨーロッパのイタリア辺りは直接お客様が、ホテルのチェックアウト時に支払っているかと思えます。そうすると宿泊事業者様のフロントで徴収する時間が長くなるので、大変だと思いますけれどもそういった考え方の議論というのはこれまでなかったですか。我々は徴収するものの、システム負担がないので2.5%どうのこうのということは無いのですが、我々も徴収していることには変わりはないので、ご確認させていただきたいと思えます。

○事務局（又吉副参事）

東京都のHPにQ&Aを出しておりますが、そこについては宿泊事業者と旅行社間のお互いのやり取りというかたちで特別徴収義務者は宿泊事業者というかたちで、納める方が旅行会社を通して納税するのかあるいは、直接宿泊事業者に収めるのかは、行政としては立ち入らないというようなかたちで書かれていたかに思えます。

○白石委員

場貸しサイトやクーポン等での手配については、精算の流れが違うので、旅行会社が別々の方法で取扱いだと収集がつかなくなってしまうので、この辺は旅行業界がどのように扱うのか少し教えてほしい。計画としても教えていただいた方が、議論が進みそうな気がします。

○小田委員

それでは、次回にJATAの事務局から東京に確認させていただくようなかたちで良いでしょうか。

○湧川分科会長

それでは、事務局と連携して情報共有お願いできますか。

繰り返しとなりますけれども、徴収方法についてホテル等の事業経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収ということによろしいでしょうか。

○各委員

（了承）

○湧川分科会長

それでは、次の議題に移りたいと思えます。会議次第3の制度設計についての課税標準と税率についてとなります。これは議論の関連性が高いと思えますので、一括して議論を行いたいと思えます。それでは、課税標準と税率について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（又吉副参事）

（観光政策課副参事が資料3「観光目的税の制度設計について」及び資料3-1「観光目的税制度設計に係る論点整理について」を説明）

○湧川分科会長

今、課税免除について説明がありました。課税免除対象を宿泊料金1万円未満の宿泊にしたいとの説明でございます。あと、税率については、論点4-1、4-2の県の考え方、結論として、一泊当たりの宿泊料金1万円以上1万5千円未満が100円、1万5千円以上が200円との提案がありました。それについてご意見を伺いたいと思います。その前に、論点整理の3-1にある平成25年度の沖縄県法定外目的税制度協議会とあるのですが、前回の委員会で説明があったのですが、新しい委員もいらっしゃいますので、それがどういうものなのかというものを説明していただけますか。

○事務局（又吉副参事）

この法定外目的税制度協議会というのは、沖縄県として導入する税目についてどういうものが良いかを考える機関となっております。前回は入域税、宿泊税、レンタカー税について検討した結果、宿泊税が妥当だろうとなりました。ただ、その時は平成25年度でリーマンショックの影響でホテルの宿泊単価が下がっているということと、消費税が5%から8%に変わったことを受け、県の方では、一括交付金が出てきて、観光の予算が増えているということで、なぜ今導入するのかという意見があったため、本協議会で意思決定はしたけれども、関係団体の意見を踏まえまして、当分の間は保留ということで検討をストップしたかたちとなっております。

それが最近ではホテルの情報を見てもすべてとは言いませんが、インバウンドが増えているという統計もございますので、それで再度検討しているということになります。

○小田委員

先ほども発言しましたがやはり、課税客体と課税免除の関係がどうもしっくりこないと思います。先ほど、平成25年の段階で東京都の宿泊税、このころは、民泊を対象としていない。結果1万円以下は非課税でも問題ないという構造であったと思いますし、金沢市や京都市のように民泊も対象とするならば、当然安い民泊も多いですので、1万円以下も課税だろうというのが京都市と金沢市ではないかなと。ですので沖縄での平成25年度の課税の考え方に関わらず、民泊も対象としようということなので、有名無実化してしまう恐れというのがあります。前の委員会で宿泊平均単価が8,400円というようなところを確か議事録に出ておりましたけれども、平均単価が8,400円で1万円以下を課税免除とした場合というのは、いったいどれくらいの宿泊者が課税対象となるのかということが非常に興味深いと言いますか、今の沖縄の宿泊延べ人数というのが、1,414万5千泊が平成23年の数字が出ていましたけれども、このうち1万円以上の課税対象となるのかいったいどのくらいなのかということが、この議論のポイントになるのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

○湧川分科会長

今の説明のように、課税対象者が何名になるのかということ、それから民泊というものが新しく出てきたということへの対応、それから税の公平性という視点があります。宿泊する方々は、料金に関係なく平等にサービスを受けている状況がある中で、課税免除となることがしっくりこないという意見もあるのかなと思います。それについてご意見をお願いします。

○白石委員

課税免除を金額で行うのは反対です。全部課税にしたほうが良いです。京都市は基本的に0円以上から課税しており、何が起ころのかというのはこれから見えてくるという話なので、前提からそれを外すのは不自然ですし、そもそも沖縄県は課税負担力ということについて、平均単価は下がっていますけれども収入を上げていくという商売をしようとしているので、安いお客様は来るなということではないですけれどもそこは弱い者ですから免除しますということではなくて、%ならそれでしっかりと負担していただいて、受益者を始めから外すのは間違っていると思います。基本的な考え方は、そこは外さないでほしいと思います。

また、25年の議論をそのまま活かすのは、この際どうなんだということが前回の上位の委員会でもありましたので、システム上は、定額ではなくて定率で行ったほうが良いのかもしれないというのがあります。金額をどうかで切っちゃって、ここから100円、ここから200円と人為的にやらなければいけないというよりは、税率でやった方が良いかもしれない。

○下地委員

今の2点については、お二人からお話があったように同感です。なぜ、こういうふうな提案になったのか、修正を前提として議論を講じるということであればよいですけれども、おっしゃっていたように25年度当時の議論を今ここに持ってくるのではなくて、環境の変化、東京都に次いで、大阪府、京都市、金沢市、更には北海道・知床を含めての動きを踏まえて課税免除と税率についての議論が必要だと思っています。今回第1回目の部会ということでありますから、ここでは結論めいたことは出せないかと思いますが、もう少しこれまでの環境の変化を踏まえて、やるべきかと強く思っていますので、ここはしっかり見直しをしていただきたいなと思っています。

課税免除について白石委員からもありましたけれどもなぜ1万円未満を東京都が免除としたということ参考にする時代ではないと思います。ですので、改めて下限を作らないという京都市の考え等も踏まえて、それを行うことによって大きな負荷がかかるということであれば、どのくらいかかるのかということも示しながら、この判断を進めていく必要があるのかなと思います。

そして、税率についても、定額、定率ということについて、これまで定額で東京都、大阪府、京都市が導入しておりますけれども、一部定率で検討しているところもありますし、海外では、定率ということもあります。これも税収をどう見るのかということにも関わってくることもありますが、今回の法定外目的税の導入を踏まえて、これだけの税収を得るのだから、これに合わせるだけの新しい沖縄観光を作るんだという一種の意思表示でもあるというふうなことを考えていくと、この税率についてもシミュレーションしながらの提示が必要なのかなと思います。

○與座委員

私も今のお二方の意見に似ているのですが、まず税率のところ、25年度の専門委員会で二重課税の可能性があるとされています。二重課税というのは、悪いという認識なのでしょうか。それとも消費者に与える負担感が大きいということからなのか、その辺が少し分からないので、教えていただきたい。現状、ホテルで宿泊して、チェックアウトした時に飲食した時のサービスチャージがありますし、消費税もついてきますし、その段階で二重チャージだと思っています。さらに言いますと、定額でいきますと、いくらから100円、いくらからいくらまで200円というふうにやると、公平性の観点から言いますと、厳密に言えば公平ではなくなっていると思います。1万4,800円は100円だけれども、1万5千円は200円というふうにやってしまったらその段階で私は不公平だと思います。ですので、私も定率で議論を行ったほうが良いと思います。

○藤井委員

お客様は宿泊代がいくらということが分からないケースが多いですね。特に沖縄のようにパッケージが全盛となると、お客様がトータル10万円を買いました。これについて飛行機がいくら、宿泊がいくら、料理がいくらというのは、実はまったく分からない方がいらっちゃって、これを実はこうでしたという内訳を出すことは、我々としては、金額で分けるということ自体が非常に難しい。かつ、定率となるとそこも分かっちゃうので、私は一律200円にしてとか金額によるバーをつけてしまうということが、沖縄のマーケットには合っていない気がしており、実務をする身としてはここを議論として入れてほしいなと思います。

○白石委員

全く同じことを言おうとしていました。なので、バーを広げずに一律に200円を取るなら取ると、それで一回スタートした上で、今度はいくらでどうするというような次の段階で議論をしてもいいのではないかなと思います。そもそも収入を上げていこうという中で、先ほど申し上げたようにラインを決めずに民泊も含めて宿泊を伴うから、使用目的を出して持続可能な観光地として何が問題なのかということに対して対応していきますというちゃんと証明できるものを出して、千円で泊まろうが、2千円で泊まろうがやっていかなければいけないため、負担していただくというものにした上で、それを運用していく中で、もう一つこういったものを行っていくためにはどうしたら良いかという次の段階でやっていった方がいいのではないかなと思います。

○通事委員

課税免除の話ですが、竹富町の場合、150施設あるうちの85施設ほどが1万円以下となります。我々も税制度に基づいて、地域の観光に資するものを作っていたいただきたいというところがあるのですが、特に小規模離島、周辺離島については、そういう料金設定の中でしっかりとやれていないところがあります。ですから、免除の対象というところでは、考慮したほうが良いのではないかなということが一つ、話は戻りますが、徴収方法の中でもできるだけ、平易なかたちで小規模事業者のやりやすいかたちを含めてご意見いただいた上で、ご検討いただきたいと思います。

○白石委員

前回の議論の中で、那覇市から各市町村の観光に資する財源はどうなっているか調査をしてほしいとあったかと思いますが、この調査については行われているのでしょうか。41 市町村の観光における予算に対して、どの程度実施されているのか調べていただきたいというリクエストがあったかと思いますが、これは、私はまさしく正論だと思っておりまして、これをどういうふうに配付していくか、それだけではなくて、使うときにはこの中から使うべきものは分けていかなければいけないと思うんですけれども、これは全体の議論であったかと思いますが、資料として整理されているのか確認しておきたいのですが、いかがですか。

○湧川分科会長

これは次回の議論になるんですね。今は使途に絡んだ意見となりますよね。

○事務局（又吉副参事）

各市町村に照会をかけており、過去 3 年間の観光費の推移とどのような事業を行っているのか、今後観光客が増えてきたことを踏まえてどのような課題、そして対策が求められそうかといったかたちでアンケートを市町村にしていますので、それを集計して、次回に分科会に出したいと思います。

それと先ほど、1 万円以上施設がどのくらいかのご質問について、データが古いのですが、1 万円以上の宿泊施設が 20 パーセント程度です。

また、二重課税という話もあったんですが、これも専門家の研究の分野によって考え方はそれぞれあると思いますが、やはりそれは課税標準というかたちで宿泊料金をベースとして、率をかけるという消費税と同じ考え方になるという専門家もいました。

先ほどの小規模離島の課税免除は今後精査していきたいと考えておりますが、今回の提案に当たっては、県庁内にて導入に関してどういう不都合があるのかとしたときに、今は、1 万円以下は無いというかたちで出ていますが、実は修学旅行生をどうするのか、ここには出てきていませんが、下宿はどうするのか。下宿は 1 万円以下ですので、今回提案した課税免除では含まれないですが、他自治体では下宿は全部外している中で、沖縄県としてどうすればよいのかということを考えなければいけないので、次回会議にて、下地委員からもあったとおり、複数パターンがあったうえで、検討したほうが良いのではないかとことですので、定額か定率も含めて、どういった課税免除にするのかというような試算額をお出しし、実務として対応できるのかも示しながら次回議論していただければと思います。

○湧川分科会長

今ありましたように、25 年度の協議会を参考にとところに対して、各委員から疑義が出てきたかと思えます。それぞれ環境や観光のスタイルが変わってきているという中で、実際に東京都、大阪府が制度を作った時の流れの中で、京都市や金沢市の制度の課税免除の考え方も変わってきているということもござります。ここまで他にご意見等はございますか。

○石坂委員

私の方で、OCVBの観光目的税のワーキング委員会の委員長をさせていただいており、今回ご指名いただきまして参加させていただいております。先ほどから議論されていることももちろん賛成なんですけれども、併せて先ほどから出ております試算のところでもOCVBや県の資料もそうなんですけれども、東京都と同じ金額で行った場合は、年間8億1千万円の徴収となっております。それに対して、京都市の設計で試算を行うと60億円程度ということで、かなり開きがあるということで、税収自体も大きく違うので、これを踏まえて我々が目的をどうするのかを考えた時におのずと規模感が変わってくるということと、先ほど湧川委員からもありましたけれども、やはり行政もそうですし、観光客もサービスを受ける、いわゆる宿泊をする以外に沖縄に来て受けるサービスの内容、それから県民のおもてなしという部分も含めて、やはり金額というよりは、観光客を迎え入れる気持ちとしては全体的には、宿泊の金額に左右されないと思うんですよね。ですので、それに対しての、観光目的税と言うことを考えたらやはり1万円以下ということではなくて、全ての方から徴収するほうが良いと考えております。

それから旅行会社の立場で言いますと、先ほど藤井委員からもありましたけれども宿泊金額は、一部の部署でしか分からない状況で販売されておりますので、その辺の部分で言うと、質問されても実際には答えられないですし、答えられなくても良いのかという商品にやはりこれだけの宿泊税がかかっていますよということを表示する必要があると思いますので、その辺のハンドリングは難しいのかなと思います。

○湧川分科会長

他にご意見等はございますでしょうか。もしないようでしたら先ほど事務局から見直しの意見がありました。この課税免除については、先ほどからのご意見ですと、まずは1万円以下となった時に、どのくらいの税収となるのか。それから税の公平性、あとは民泊への対応、宿泊料金をできるだけ高いかたちに持っていくという政策の中で、宿泊税の導入に伴う料金アップがマイナスになるのかという意見がございました。

本日は税務課の方も見られておりますよね。観光政策課と税務課にて、本件を持ち帰っていただき、議論をさせていただいて、次回の分科会に再度ご提案いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進む前に、論点として挙げられていないですけど、納税義務者は沖縄県内のホテル等における宿泊者、課税標準は、宿泊日数ということで、記載しておりますけれどもそれについては、特段ご意見は無いかと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○湧川分科会長

それではこれで進めさせていただきたいと思います。

今のまとめとして、資料3をご覧くださいませでしょうか。この資料の中で納税義務者と徴収方法と課税標準の3つは提案の通りと理解しております。そして課税客体と課税免除は、連動しているということです。それから課税免除と税率については、再度議論する必要があるということです。課税客体、課税

免除、税率については、次回に議論できればと思います。

それでは、次の議題の意見交換に移りたいと思います。先ほど提案した以外にも各委員からご意見等がございましたら宜しくお願いします。

○白石委員

沖縄県にて何年か前に観光成果事業を行っており、まさしく県民の満足度であったりが指標となっておりますが、途中で分からなくなっています。今回は、事業としてこういうことを行ってこういう効果がありましたという説明をされるとおっしゃっていましたが、海外の方を含めだれが見ても、ちゃんと分かりやすいように、環境負荷であったり、そういうものに対して定量化して、これに対してこういうものを創設し活用していくというふうに説明できるように公開する必要がある。この議論の中で新しい沖縄の世界水準の観光地を作るための財源ですけど、これは観光施策を進めるための財源ではなくて、いい観光地づくりであったり、住んでいる方々の共生ということにしておかないと、これは目的税の趣旨がずれてしまうので、ぜひ、ここだけは曲げないようにしていただきたいなと思います。

○湧川分科会長

白石委員から満足度指標ということがありましたが、観光目的税を対象とする予算編成の在り方、組織の在り方そのあたりに示されるかと思しますので、そこで議論を深められればと思います。

他にご意見はございませんでしょうか。

○小田委員

観光事業者の経営安定化については、私も疑問に思いながら見ておりました。一方では、例えば着地型観光ということで、色々な小規模の観光事業者様の観光、第三種の旅行会社様が募集型企画旅行をその地域だけで行う。我々もそういう着地型観光の掘り起しを図っていますけれどもシステムのプラットフォームが整っていないので、結果として小さいところでしか販売ができない。我々もそうですし、OTAの旅行会社もそうですけど、場貸も含めてシステムに乗っかってもらわないと、売れないですので、そういうところのプラットフォームづくりに活用されるということであれば、もう少し議論になるのではないかなと思います。このままでは我々は理解ににくいです。

○下地委員

今の観光事業者の提案データは残して置いておいた方がいいかもしれません。元々、議論の中では用途の一部を徴収義務者になる宿泊事業者の一定の負担軽減のためにどう使うか、どこまでやるべきなのか、システムを導入するのかスタッフの人材育成まで含めて行うのか、ここはテクニカルの問題となるので、まずは何のためにこれを導入してこれを概ねどれくらいの税収を想定しているのかを行っておかないと、今の税収規模の8億円ということで、税収の用途となる関係事項のことを考えていくと、今日の段階で議論ができないと思います。8億でできる議論と20、30億円でできる議論は全然違いますから、何度も繰り返しますが、東京都を参考にする必要は全くないです。大阪も1万円未満は免除というかたちに倣いました

けれども、見直しをして7千円に引き下げないと、税収がなかなか上がらないという議論になってきていますし、京都市は、例外を作らないで税収規模を40数億円となっています。そして今の京都市の観光予算の数倍になるほどの数字をこれで見出しているということになっています。東京都は宿泊税で出てくる20億円は観光予算からすると微々たるものなので、そこは地域差がありますから参考にしにくいと思います。ですから沖縄で何に観光目的税を使っていくのか。一般の見方としては自然保護、環境保全というのは、大きな部分がありますけれどもこれは東京都、大阪府、京都市ではあまり意識されていない分野です。ただ、沖縄は離島も抱えていますからここはしっかりとメインに出していくというところで、生活環境であったりとか、色々な魅力づくりというところに議論が行きますからその柱立てをここはまず行っていくに当たっても税収規模を含めたシュミレーションを行っていないといけないと思います。

後は最後に恩納村でも議論されているみたいですが、市町村でも観光目的税の導入に関しては、市民の関心も高いということですから、これを県で一本化をして行っていくのか、市町村の動きをどうらせるのか、ここは丁寧に市町村とも議論をしないといけないと思います。ひいては、この会議が公開になっておりますけれども県民も宿泊旅行をした時には、支払う側になってきますから県民に対しての税の情報提供もしていかないと、なかなか理解を得られないかと思っています。

沖縄は、他の県に比べると、観光の取組は先に行っていると思っておりますから、今回沖縄が導入する制度が全国モデルとなるようなかたちを目指していければと思っておりますので、具体的なデータに基づく議論もぜひ実施したいなと思います。

○湧川分科会長

今の話からも気になったのが、今の事務局の提案で、1万円未満を課税免除にする。そして、1万円以上1万5千円未満が100円で持って、8.1億円となっておりますが、今日の話の中では課税免除、それから税率について見直しをするということですので、次提案するものについて、税収見込みも提示していただけるとありがたいなと思います。そうでないと、この税収の用途について、予算の規模によってどこまで用途とするのか、何に使っていくのかということが変わってきますので、できるだけその税収規模については、提示頂けるとありがたいなと思います。

それから私から意見させていただくとすれば、先週にデイビットアトキンソン氏と意見交換をする場があったのですが、日本の観光も4千万人までは何とか達成する。でも6千万人となると、何らかの対策を打たないと難しいだろうとおっしゃっておりました。私は沖縄も一緒だと思います。1千万人も目の前です。そのためにしっかりと用途を考えて、沖縄の観光が持続可能な地域づくりをしっかりと考えていかないと、今のとおりで行くとは思わない方がいいのかなと思います。1,000万人を達成するかもしれませんが、何か対策を打たないと、トラブルであったりとか、満足度の低下など様々なことが考えられます。そうならないためにもこの観光目的税で、次回議論するんですけども用途の在り方についてもご意見を賜ればなと思います。

それからもう一つ、沖縄県の今回の観光目的税で評価したいのは、他自治体で税を一般財源と分けるという仕組みがないですね。どこまでが今まで行ってきた事業なのか、新しくできた税収でどこまでやるのかが分かりにくかったのですが、今回の事務局の提案では中立機関の設置というのと、いわゆる予算管理

のための運用効果として公正・中立の機関の設置というのと、基金の設置というのがあります。基金の設置というのは、そもそも一般財源ときっちり分けて予算の管理ができる。つまり余った予算を次年度に繰り越しができるというメリットがあります。そしてここで検証する機関があるというのは、他自治体とは変わる一歩進んだ観光目的税の在り方、制度になるのかなと思います。

他に何かご意見等がございますでしょうか。無いようでしたら、こちらで締めたいと思います。それでは、事務局におかれましては、各委員からのご意見を真摯に受け止めまして、再度検討していくべき事項は検討し、次の分科会で再提案いただきたいと思います。

以上を持ちまして、本日の議論は全て終了いたしました。これで、観光目的税の導入に係る第1回目の分科会を終了いたします。委員の皆様、円滑な会議の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上